

法 学 号 外
平成 28 年 10 月 20 日

各 私 立 幼 稚 園 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

教育職員免許法施行規則附則第8項第2号イ及びロに掲げるものに準ずる
施設として文部科学大臣が定める施設の一部を改正する告示の公布及び
施行について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

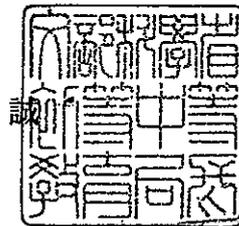
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

28文科初第780号
平成28年10月7日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市市長
各指定都市・中核市教育委員会 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原



(印影印刷)

教育職員免許法施行規則附則第8項第2号イ及びロに掲げる
ものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部を
改正する告示の公布及び施行について（通知）

このたび、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「認定こども園法等関係整備法」という。）の施行に伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、現在の認可施設である幼稚園、保育所、認定こども園に加え、新たな認可事業として、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）が加わりました。このことを受け、保育士が勤務する施設の根拠規定が変更されたことを踏まえ、教育職員免許法施行規則附則第8項第2号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設についての告示の一部改正（別添1）及び文部科学大臣決定の一部改正（別添2）を行いました。

また、これらについては、子ども・子育て支援法等整備法の改正に伴い、公布の日から施行し、平成27年4月1日から遡って適用することとします。

改正省令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位においては、その趣旨を十分理解いただき、各都道府県教育委員会及び私立幼稚園主管部局においては、域内の市区町村教育委員会及び幼稚園に対して、各都道府県知事

及び各指定都市・中核市市長においては、域内の保育所等に対して、遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

あわせて、認定こども園法等関係整備法中、保育士の登録をしている者に対する幼稚園教諭免許状授与の特例に係る規定（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）（以下「法」という。）附則第19項）の運用についても、（別紙）のとおり改めて周知しますので、関係各位においては、再度御確認ください。

記

第1 対象となる施設の追加（別添3）

1. 追加された施設

法附則第19項において文部科学省令で定めるとされている職員としてのうち、教育職員免許法施行規則（以下、「施行規則」という。）附則第8項第3号ハで定める施設について以下のとおり追加したこと。

- (1) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。）を行う施設
- (2) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業所内保育事業を行う施設（利用定員が6名以上であるものに限る。）

2. 実務証明責任者

当該職員の実務証明責任者は、その者が勤務した施設の設置者とする。
（施行規則附則第8項及び第10項備考第1号関係）

3. 施行期日等

本告示において新たに規定する対象施設については、平成27年4月1日から制度が開始されているものであり、できる限り早く対象施設に含むことが望ましいため、公布日に施行することとする。

その際、平成27年4月1日以降、施行日までの間に、新たに規定する対象施設において保育士として勤務した経験も、施行規則附則第10項表第二欄に掲げる在職年数に含めることができることとする。

第2 告示名の変更

認定こども園法等関係整備法施行に伴い、施行規則が一部改正され（平成26年文部科学省令第28号）、根拠条文が変更となったことを踏まえて、「教育職員免許法施行規則附則第8項第3号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設」とすること。

第3 その他

その他、所要の規定の整備を行ったこと。

第4 施行期日

公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用すること。

本件担当：

文部科学省 初等中等教育局 教職員課

電話：03-5253-4111 (内線：2451)

幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例について

平成27年4月1日より施行されている幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例制度（以下、「本特例制度」という。）の運用にあたり、関係各位においては、下記について御確認くださいようお願いします。

1. 幼稚園教諭一種免許状授与の際の基礎資格について（施行規則附則第7項）

学士の学位を有すること（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。以下同じ。）、かつ、指定保育士養成施設を卒業していること又は保育士試験に合格していることが基礎資格とされているため、短期大学士のみを有している場合は、対象とならないこと。

例えば、短期大学を卒業後、学士を有せずに、大学院における個別の入学資格審査により、大学院へ入学した者は対象とはならないこと。

2. 幼稚園教諭免許状を授与できない者について（法第5条第1項）

本特例制度において免許状を授与する際も、法第5条第1項が適用されるため、高等学校を卒業していない者（ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。）には、授与することができないこと。

3. 法附則第19項に規定する職員について（施行規則附則第8項）

(1) 幼稚園の園長、副園長について（施行規則附則第8項第1号関係）

幼稚園の園長について、園務をつかさどり、所属職員を監督する（学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第4項）と規定されており、「専ら園児の保育に従事する職員」と解することは難しく、法附則第19項に規定する職員として含めることはできないこと。

同様に、幼稚園の副園長についても、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる（学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第5

項)と規定されており、「専ら園児の保育に従事する職員」と解することは難しく、法附則第19項に規定する職員として含めることはできないこと。

(2) 幼保連携型認定こども園の園長、副園長について(施行規則附則第8項第2号関係)

幼保連携型認定こども園の園長について、園務をつかさどり、所属職員を監督する(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第3項)と規定されており、「園児の教育及び保育に従事する職員」と解することは難しく、法附則第19項に規定する職員として含めることはできないこと。

同様に、幼保連携型認定こども園の副園長についても、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第4項)と規定されており、「園児の教育及び保育に従事する職員」と解することは難しく、法附則第19項に規定する職員として含めることはできないこと。

(3) 施行規則附則第8項第3号に規定する施設の園長、副園長について(施行規則附則第8項第3号関係)

当該施設の園長、副園長について法律上定義がなく、施設によっては園長(管理職)であっても保育業務を行っている場合もあり、各都道府県教育委員会において書面のみで保育業務を行っているか否か判断することは難しい。

一方、保育士については児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の4において「保育士登録をし、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」と規定されており、施行規則附則第8項第3号に規定する施設の園長、副園長については、保育士登録をし、当該施設で勤務している場合は、法附則第19項に規定する職員として含めることはできることとする。

(4) 認可外保育施設について

平成25年8月8日付25文科初第592号において通知しているとおり、認可外保育施設のうち、文部科学大臣決定に規定する基準を

満たし、当該満たしていることにつき都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から証明書の交付を受けている施設についての「証明書の交付」は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）に基づくものである必要があるため、当該証明書の交付を受けていない間の同施設での勤務経験は在職年数に含むことはできないこと。

(5) 対象施設について

平成25年8月21日開催された各都道府県教育委員会教員免許事務担当者説明会において依頼させていただいているが、各都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、対象施設については、ホームページ等で公開するよう協力いただきたい。

4. 本特例で使用可能な単位について（施行規則附則第9項及び第10項関係）

(1) 教員養成機関で取得した単位について（施行規則附則第9項）

大学において修得する単位と規定しているため、施行規則第27条に基づき指定を受けた教員養成機関で取得した単位は使用することはできないこと。

(2) 既修得単位の流用について（施行規則附則第10項表備考第3号）

平成25年8月8日付25文科初第592号において、基礎資格取得前に修得した単位も単位数に含めることができることを通知しており、平成25年8月21日開催された各都道府県教育委員会教員免許事務担当者説明会において、「基本的には幼稚園教諭認定課程における単位の修得が必要だが、これ以外の認定課程で修得した単位を認める場合、修得単位の内容が本特例で想定されている内容であるかどうか確認すること。」と示した。これについて、各都道府県教育委員会において既修得単位の内容の確認を行うことは極めて煩雑であり、都道府県によって運用が異なっていることから、以下のとおり統一することとする。

- 施行規則第6条表備考各号に準じて、他の学校種の教職課程において修得した単位をもってあてることができることとする。

- 既修得単位の流用にあたっては、大学における多様な科目の開設状況に鑑み、本特例において修得すべき事項が含まれている科目の単位であれば、事項ごとの単位数の確認ができない場合であっても使用することは差し支えないものとする。

このため、例えば、教職の意義等に関する科目（「教職の意義及び教員の役割」、「教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。）」及び「進路選択に資する各種機械の提供等」）の内容を合わせて2単位の科目として開設されているものを履修した場合については、本特例で求められている科目（「教職の意義及び教員の役割」及び「教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。）」）（2単位）を履修したものとみなして差し支えないものとする。

- 本特例のために設けられた講座・科目以外の講座・科目において既に修得した「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を含む単位を用いる場合で、その内容に日本国憲法が含まれていることが確認できない場合であっても、施行規則第66条の6に定める日本国憲法の単位を修得していることが確認できれば、日本国憲法を学んだものとみなして差し支えないものとする。

- 現行法施行前に修得した単位で、本特例に必要な科目が含まれていないものについては使用することができないこと。

（参考）

- ・平成元年度以前に修得した単位は、全て使用することができない。
- ・平成12年度以前に修得した単位は、「教職の意義及び教員の役割」及び「教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。）」に該当する事項がないため、当該事項にかかる単位は新たに修得する必要があること。

(3) 短期大学で取得した単位について（施行規則附則第10項表備考第4号）

一種免許状に係る第三欄に定める単位数は、学位規則第6条第1項に規定する独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科の課程において修得できると規定しているため、短期大学で取得した単位は一種免許状取得のための単位として使用することができないこと。これに関して、本特例講座に応じて開設された講座・科目についても同様であること。

5. 本特例の終了期限の取扱いについて（法附則第19項）

本特例は、平成32年3月31日（以下「特例の期限」という。）までの期限付き特例制度であるため、特例の期限までに申請しなければならないこと。

また、特例の期限をもって3年間の最低在職年数を満たす場合であっても、本特例の対象者として免許状の授与を受けることができることとすること。

このため、例えば、平成29年4月1日より認可保育所で保育士として勤務を開始し、平成32年3月31日まで勤務を続けた者については、本特例により免許状の授与を受けることができるものとする。

6. 本特例で免許状を取得した者の教員免許更新制の適用について

本特例制度で取得した教員免許状も教員免許更新制の対象となること。

適切に教員免許状の更新手続（免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請すること）を行わなかったことにより、教員免許状が失効した場合であっても、大学で修得した単位が無効となることはないため、原則として、免許状更新講習を受講・修了すれば、再度免許状授与の申請を行うことが可能である。しかし、本特例で取得した幼稚園教諭免許状については、本特例制度自体が平成32年3月までしか適用されないため、平成32年4月以降に免許状の授与を受ける場合には、通常どおり教育職員免許法第5条別表第1等に定める所要資格を満たすか、資格認定試験に合格する必要があること。

○文部科学省告示第一五二号

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）附則第八項第三号ハの規定に基づき、教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月七日

文部科学大臣 松野 博一

教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部を改正する告示

教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設（平成二十五年文部科学省告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育職員免許法施行規則附則第八項第三号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設

本文中「附則第八項第二号ハ」を「附則第八項第三号ハ」に、「同項第二号ロ」を「同項第三号ロ」に改める。

第三号を第五号とし、第二号中「第四十九条の二第四号」を「第四十九条の二第三号」に改め、「

同法」の下に「第六条の三第十項若しくは第十二項又は」を加え、同号を第四号とし、第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を「第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第十項若しくは第十二項又は」に、「施設（教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イに掲げるものを除く。）」を「もの」に改め、同号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十七条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。）を行う施設
- 二 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設（利用定員が六人以上であるものに限る。）

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年四月一日から適用する。

○教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設

(平成二十五年文部科学省告示第百三十二号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

教育職員免許法施行規則附則第八項第三号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設

教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハに規定する文部科学大臣が定めるものは、次に掲げる施設(同項第三号ロに掲げるもの及び乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。))を専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。)とする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の第十項に規定する小規模保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第二十七条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。)を行う施設

二 児童福祉法第六条の第三十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設(利用定員が六人以上であるものに限る。)

三 国、都道府県又は市町村(特別区及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))を含む。)が設置する児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の第三十項若しくは第十二項又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの

四 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第四十九条の

教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設

教育職員免許法施行規則附則第八項第二号ハに規定する文部科学大臣が定めるものは、次に掲げる施設(同項第二号ロに掲げるもの及び乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。))を専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。)とする。

(新設)
一 国、都道府県又は市町村(特別区及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))を含む。)が設置する児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設
(教育職員免許法施行規則附則第八項第二号イに掲げるものを除く。)

二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第四十九条の

二第三号に規定する施設（前号に掲げるものを除き、児童福祉法第五十九條第一項に規定する施設のうち同法第六條の第三十項若しくは第十二項又は第三十九條第一項に規定する業務を目的とするものに限る。）

五 児童福祉法第五十九條の二第一項の規定による届出が行われた施設（第三号に掲げるものを除く。）であつて、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して別に定めるものと協議して別に定めるもの

二第四号に規定する施設（前号に掲げるものを除き、児童福祉法第五十九條第一項に規定する施設のうち同法第三十九條第一項に規定する業務を目的とするものに限る。）

三 児童福祉法第五十九條の二第一項の規定による届出が行われた施設であつて、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して別に定めるもの

教育職員免許法施行規則附則第8項第3号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として
文部科学大臣が定める施設第5号に規定する施設を定める件

平成 25 年 8 月 8 日
文 部 科 学 大 臣 決 定
平成 28 年 10 月 7 日一部改正

教育職員免許法施行規則附則第8項第3号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設（平成25年文部科学省告示第132号）第5号に規定する文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して別に定める施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項の規定に基づき都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあっては、それぞれその長。以下同じ。）の立入調査を受け、次の第1から第9までに掲げる基準を満たし、当該満たしていることにつき都道府県知事から証明書の交付を受けているもの（当該施設が都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合を除く。）とする。

第1 保育に従事する者の数及び資格

- (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、概ね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。
- (2) 保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設及び（1）における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師（准看護師含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育に従事する者の全てについては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。
- (3) 常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、保育に従事する者が複数配置されていることが望ましいが、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、（1）を適用しないことができる。なお、この場合であっても、定期的に都道府県等の助言指導を受けることが望ましい。
- (4) 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

第2 保育室等の構造設備及び面積

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- (3) 乳児（概ね満一歳未満の児童をいう。）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。
- (4) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。
- (5) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室（調理設備を含む。以下同じ。）と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。
便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。

第3 非常災害に対する措置

- (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- (1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のイ及びロをいずれも満たさない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

(い)	①屋内階段
	②屋外階段
(ろ)	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段
	②待避上有効なバルコニー
	③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備
	④屋外階段

(2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる(い)欄及び(ろ)欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30メートル以下となるように設けられていること。

(い)	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する屋内特別避難階段
	②屋外階段
(ろ)	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段
	②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備
	③屋外階段

ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

ニ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ホ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ヘ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ト 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる (い) 欄及び (ろ) 欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも 30 メートル以下となるように設けられていること。

(い)	①建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段
	②建築基準法施行令第 123 条第 2 項に規定する構造の屋外避難階段
(ろ)	①建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段 (ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。) ② 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の傾斜路 ③建築基準法施行令第 123 条第 2 項に規定する構造の屋外避難階段

ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- ① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合
- ② 保育施設の調理室において調理器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

ニ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ホ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ヘ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けら

れていること。

ト 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

第5 保育内容

(1) 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。

イ 乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実行することが必要であること。

エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

(2) 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長（児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。）については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

ウ 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。

エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

(3) 保護者との連絡等

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

第6 給食

(1) 衛生管理の状況

ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

(2) 食事内容等の状況

ア 児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等の状態を含む。）等に配慮した食事内容とすること。

イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

第7 健康管理・安全確保

(1) 児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

(2) 児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

(3) 児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。

(4) 職員の健康診断

ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。

イ 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。

(5) 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

(6) 感染症への対応

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

(7) 乳幼児突然死症候群の予防

ア 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

(8) 安全確保

ア 児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

イ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

ウ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

エ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えること。

オ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

第8 利用者への情報提供

- (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。

- (2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付しなければならないこと。
- (3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明するよう努めること。

第9 備える帳簿

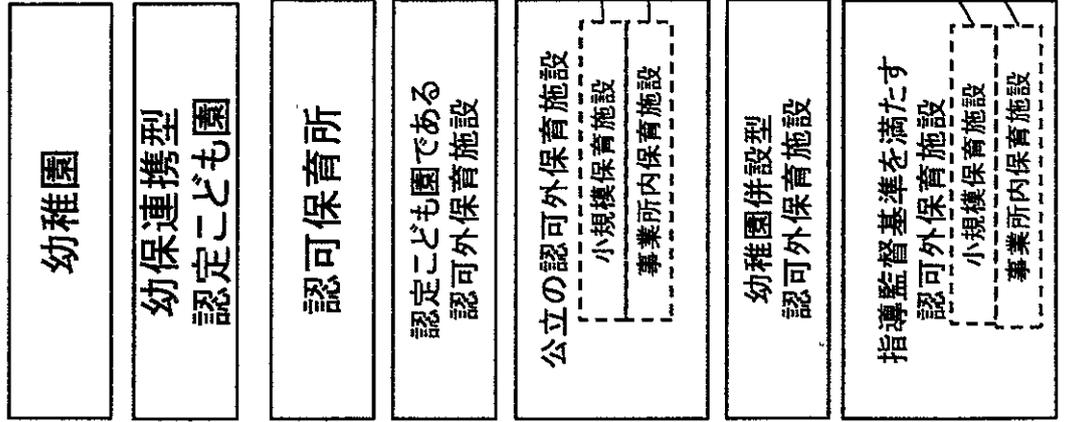
職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

幼保特例対象施設の追加について

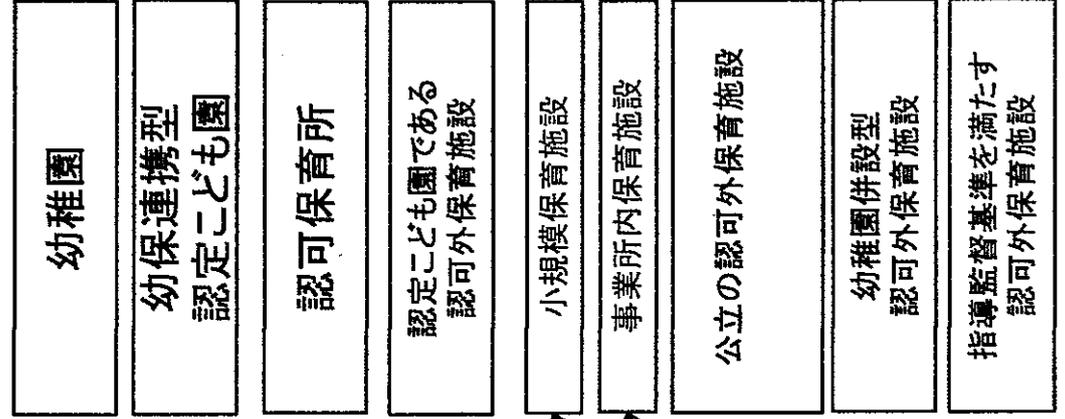
子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法の施行に伴い、告示の対象施設として以下の2つを加えることとする。

- ① 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型及びB型に限る。)
- ② 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業(利用定員が6名以上であるもの)

【現行】



【改正】



告示において規定

新告示第一号
新告示第二号
新告示第三号
新告示第四号
新告示第五号